

様式第1号（第7条関係）

随意契約理由書

契約内容	件名等	(契約番号) 4251000143 南相馬チャンネル施設整備工事
	履行場所	南相馬市(原町区・小高区)地内
	種類	工事
	概要	地上デジタル放送の空チャンネルを利用したみなみそうまチャンネル(フルセグ・ワンセグ・文字)の施設追加整備事業。 原町区6箇所 小高区1箇所
相手方	名称	(株)ヨーズマー
	代表者	代表取締役 野口 高志
	所在地	石川県金沢市南町2-1
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	【具体的に記入すること】 本事業は昨年度に引き続きホワイトスペースを利用したエリア放送の送信設備の追加工事で、昨年整備した既設送信局との間の混信や一般放送事業者との間で混信を与えないようにする技術は現段階では当該事業者のみの特殊技術であることから随意契約とする。	
工事等担当課名 (情報政策課)		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4 2 5 1 0 0 0 1 6 6 北町マンホールポンプ修繕工事
	履行場所	南相馬市原町区小川町 地内
	種類	工事
	概要	北町マンホールポンプの消耗用部品の交換を行うものである。
相手方	名称	ラサ商事株式会社
	代表者	代表取締役社長 井村周一
	所在地	東京都中央区日本橋蛸殻町1-11-5
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>本工事を遂行するに当り、当該設備の特約店業者であり今回の工事において適切かつ的確な施工が見込まれ、部品等も安価に入手できました、記載の業者以外、市内に施工可能な業者がないため上記業者と随意契約するものである。</p>	
工事等担当課名 { 下水道課 }		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4 2 5 1 0 0 0 1 8 3 ごみ焼却処理施設灰バンカ更新工事
	履行場所	南相馬市原町区上北高平字東高松 地内
	種類	
	概要	1・2号灰バンカ更新 一式、 複合工 一式、資材費 一式
相手方	名称	三機化工建設株式会社
	代表者	代表取締役社長 藤井雅則
	所在地	東京都中央区明石町8番1号
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
随意契約理由の説明	【具体的に記入すること】 本工事は、焼却処理施設の灰バンカ更新工事であり、本設備は当該業者で開発した製品であり他社での製作は困難であること、また既存装置と互換性があることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約としたい。	
	工事等担当課名 [生活環境課]	

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随意契約理由書

契約内容	件名等	(契約番号) 4251000186 粗大ごみ処理施設機械設備更新工事
	履行場所	南相馬市原町区上北高平字東高松 地内
	種類	
	概要	アルミ選別機 一式、アルミ搬送コンベヤ 一式 可燃物搬送コンベヤ 一式、サイクロン用ダブルダンパ 一式 バグフィルターろ布交換 一式、資材費 一式、複合工 一式
相手方	名称	メタウォーター株式会社東北営業部
	代表者	部長 古谷 孝誠
	所在地	宮城県仙台市青葉区一番町一丁目9番1号
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>本工事は、粗大ごみ処理施設の機械設備更新工事であり、本設備は当該業者で開発した製品であり他社での製作は困難であること、また既存装置と互換性があることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約としたい。</p>	
工事等担当課名 [生活環境課]		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4251000194 ごみ焼却処理施設処理物コンベヤ更新工事
	履行場所	南相馬市原町区上北高平字東高松 地内
	種類	
	概要	処理物コンベヤ更新 一式 複合工 一式、資材費 一式
相手方	名称	三機化工建設株式会社
	代表者	代表取締役社長 藤井雅則
	所在地	東京都中央区明石町8番1号
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>本工事は、ごみ焼却処理施設の処理物コンベヤ更新工事であり、本設備は当該業者で開発した製品であり他社での製作は困難であること、また既存装置と互換性があることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約としたい。</p>	
工事等担当課名 〔生活環境課 〕		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4251000198 亜炭鉱害復旧施設修繕工事
	履行場所	南相馬市鹿島区浮田字上浮田地内
	種類	請負工事
	概要	機械設備（観測孔水位更新 1.0 式、中和反応槽レベル計更新 1.0 式、消石灰投入装置付帯設備整備 1.0 式、各機器給油状況確認・オイル交換 1.0 式、総合試運転 1.0 式）
相手方	名称	三菱マテリアルテクノ（株）常磐支店
	代表者	支店長 瀧澤 恵
	所在地	いわき市小名浜字吹松 15-1
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>本工事は、当該業者が製造・設置した機器を修繕する工事であり、既存装置との互換性が施工後に必要となるため設置業者である当該業者と随意契約するものである。</p>	
工事等担当課名〔鹿島区産業建設課〕		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4 2 5 1 0 0 0 2 1 8 原町第一下水処理場消化槽攪拌機修繕工事
	履行場所	南相馬市原町区錦町三丁目 地内
	種類	工事
	概要	原町第一下水処理場の 2 消化槽攪拌機が故障したため修繕するものである。
相手方	名称	三機工業(株) 東北支店
	代表者	執行役員支店長 宮崎 和夫
	所在地	宮城県仙台市青葉区一番町一丁目3番1号
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>上記業者は既存装置の製造、設置業者であり、今回の業務においても適切かつ的確な施工が見込まれるものであり、また、市内業者で施工可能な業者はなく、既存装置の設置業者以外は施工不能となるものであることから随意契約とするものである。</p>	
工事等担当課名 { 下水道課 }		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随意契約理由書

契約内容	件名等	(契約番号) 4251000220 南相馬市立小高病院改修工事
	履行場所	南相馬市小高区東町3丁目 地内
	種類	建築工事
	概要	南相馬市立小高病院 改修工事 鉄筋コンクリート造平屋建て 面積 495.99㎡
相手方	名称	株式会社 中里工務店
	代表者	代表取締役 中里徹哉
	所在地	南相馬市小高区大井字深町48
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>本工事は、地震により被害を受けた小高病院の診療所部分についての改修工事と、建築基準法に定められた構造、安全基準（防火対策）に対応する工事を行うものである。</p> <p>当該業者については、現在小高病院の外構工事を受注しており、本施設の給排水設備工事との一体的な施工が必要なこと、また、平成26年4月からの供用開始を目指しているため短期間での施工となることから、本施設の構造を熟知しており、適切かつ的確な施工が見込まれる当該業者と随意契約するものである。</p>	
工事等担当課名 [総合病院事務課]		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4 2 5 1 0 0 0 2 2 9 南相馬市仮庁舎建築設計及び建築主体等工事
	履行場所	南相馬市原町区本町二丁目地内
	種類	建築設計及び建築工事
	概要	軽量鉄骨軸組構造システムハウス1棟の建築主体工事ほか (仮庁舎本体の建築設計、本体の建築主体工事、既存建物解体) 外構工事 (舗装、白線ほか)
相手方	名称	コマツハウス株式会社福島営業所
	代表者	紺野 一雄
	所在地	福島県郡山市富田町字上ノ台60-4
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随 意 契 約 理 由 説 明	【具体的に記入すること】 本工事は、震災以降の新たな部署の設置や災害派遣職員等の受入れにより、庁舎が狭隘な状態にあることから、市民サービスの充実と復旧・復興の加速化を図るため、仮庁舎の整備工事を行うものである。 整備工事検討の段階において、当該業者の親会社である株式会社小松製作所より、被災地復興支援の一環として、当該業者製の仮庁舎用本体建物の寄附申出があり、本市が検討していた仮庁舎と同程度の現物寄附であることから、これを受諾した経緯がある。 当該工事等は当該業者製の寄附本体建物を基に施工されるものである。寄附本体建物と密接に関連する工事等を安全かつ適切、及び迅速に施工できるのは当該業者のみであり、当該業者以外に施工させた場合は、寄附本体建物と当該工事施工における責任区分が不明確になり、契約の目的を達成できなくなるおそれがある。 また、既存建物解体と外構工事は、建築主体工事の施工進捗に合わせ、既存建物の使用期限などを考慮し、適期に施工することが必須であることから、建築主体工事業者でなければ適切かつ円滑な施工が困難である。 以上のことから、当該工事等の契約相手を当該業者とし、その契約を随意契約とするものである。	
	工事等担当課名〔総務部 財政課 〕	

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。